

継 続

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(平成32年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 7 6 9 号
平 成 2 7 年 1 0 月 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

街頭防犯カメラシステムの運用に関する留意事項について（通達）

街頭防犯カメラシステムについては、「秋田県警察街頭防犯カメラシステムに関する規程」（平成27年秋田県公安委員会規程第8号、以下「規程」という。）及び「秋田県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について（例規）」（平成27年10月1日付け秋本生企第768号、以下「要綱」という。）により運用することとされたが、その留意事項は下記のとおりであるので、適正かつ効果的な運用を図られたい。

記

1 ライブ映像の取扱い（規程第2条関係）

ライブ映像とは、街頭防犯カメラ（以下「カメラ」という。）が撮影しているリアルタイムの映像をモニターに表示したものであり、映像の記録を行うレコーダーを経由してモニターに映像が出力されていることから、規程第2条(3)で定めるデータとみなして取扱うものとする。

よって、ライブ映像を確認する際にも、データ活用の手続を行うこと。

2 データの活用（規程第6条関係）

データの活用は、規程第6条において、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のために必要な限度と定められていることから、これ以外の活用は厳に慎むこと。

3 取扱責任者の事務の代行（要綱第2条関係）

取扱責任者は、街頭防犯カメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の管理及びデータの取扱いに関する事務をあらかじめ指定した警部以上の警察職員に代行させることができる。

4 表示板の定期的な確認（要綱第3条関係）

設置警察署は、カメラの設置場所及びその周辺区域内に設置している表示板の状況を随時確認し、汚・破損等しているものを発見した場合には、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）と協議の上、速やかに交換等すること。

5 カメラシステムの管理（要綱第4条関係）

(1) カメラシステムの確認

設置警察署は、カメラシステムを随時確認し、エラー履歴を確認した場合、制御装置からエラーの発生を知らせるブザーが吹鳴した場合及びカメラシステムの損傷を発見した場合は、生活安全企画課に速報すること。

(2) 機器収納ラックの施錠

レコーダーを収納している機器収納ラックは、データを媒体に出力する場合を除き、常に施錠しておくこと。

(3) モニターの取扱い

モニターは、カメラシステムの操作をするときのほかは電源を切ること。

(4) ID及びパスワードの管理

操作担当者は、カメラシステムの操作に必要なID及びパスワードを操作担当者以外の者に漏らさないこと。

(5) 操作管理簿の作成

操作担当者は、カメラシステムを操作する場合は、操作管理簿（要綱別記様式第2号）に必要事項を確実に記載すること。

6 データの活用等（要綱第5関係）

(1) データの活用

ア 設置警察署において活用する場合の手続

設置警察署においてデータを活用する場合は、使用者がデータ検索・出力書（要綱別記様式第3号。以下「出力書」という。）を作成し、取扱責任者の承認を得ること。

操作担当者は、出力書に基づきカメラシステムを操作してデータの検索を行い、データを出力した場合は出力内容を出力書に追記し、手続が終了した時点で出力書を生活安全企画課にファクシミリ装置を用いて送信すること。

なお、出力書は、設置警察署の生活安全課において5年間保存すること。

イ 設置警察署以外の所属から依頼する場合の手続

設置警察署以外の所属がデータを活用する場合は、申請者がデータ検索・出力依頼書（要綱別記様式第4号。以下「依頼書」という。）を作成し、所属長の決裁を受けた上で設置警察署の主管課に送付してデータの検索を依頼すること。

設置警察署の操作担当者は、依頼書により取扱責任者の承認を得た上でカメラシステムを操作してデータの検索を行い、データを出力した場合は出力内容を依頼書に追記し、手続が終了した時点で依頼書を生活安全企画課にファクシミリ装置を用いて送信すること。

なお、依頼書は、設置警察署の生活安全課において5年間保存すること。

(2) データの管理

申請者は、データの提供を受けた場合は媒体の紛失等に十分留意するとともに、秋田県警察の情報セキュリティに関する規定等に従い適正に管理すること。

(3) データを捜査資料として活用する場合

データを捜査資料として活用する場合は、データを証拠化するため、取扱責任者を提出者とした押収手続を行うこと。

なお、押収手続を行った場合には、秋田県警察の情報セキュリティに関する規定等による管理は不要である。

【継続措置状況】

継続日：令和3年1月1日

有効期間：令和7年12月31日